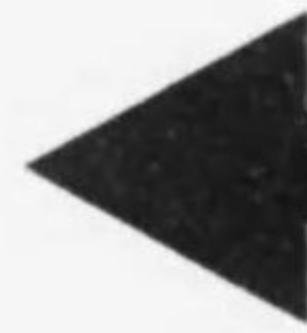


財團法人 南洋經濟研究所

佛國の東亞進出並に印度支那經略史年表

始



露光量違いの為重複撮影

特254
933

はしがき

本年表は本所既刊「研究資料」第二年第一号に掲載したるものに補修を加へたるものなり。
編纂擔任者嘱託 井出 徳夫

昭和十七年十一月五日

財團法人 南洋經濟研究所

佛國の東亞進出並に印度支那經略史年表

年 次	事 項 (月 日)	要 摘
一二九五年	③マルコ・ボーロ (Marco Polo) 東京通過	元の忽必烈に仕へたるマルコ・ボーロはヴェネチヤへ歸國の途次東京地方を通過す。
一六一五年	③フランソワ・ザヴィエ (François Xavier) 住	慶長十四年(一六一四年)日本を追放せられたるエスイスト派の僧フランソワ・ザヴィエは、ファイ・フォ港に來住して傳道に從事す。
一六二四年	③佛人宣教師初めて交趾支那來著	佛人宣教師アレクサンドル・ド・ロード(Alexandre de Rhodes)交趾支那に來著し、其の後二十五年間交趾支那及東京に在住布教に從事する傍、印度支那の地圖を作製し、安南語、ラテン語、ボルトガル語對譯字典並に東京歴史を編纂す。
一六六二年	④初めて佛蘭西人タイ國へ渡來(四・一)	佛人宣教師ド・ラ・モート・ランペール(de La Mothe-Lambert)外六名の宣教師首府ジュティア(Juthia)へ到著す。

露光量違いの為重複撮影

特 254
933

はしがき

本年表は本所既刊「研究資料」第二年第一号に掲載したるものに補修を加へたるものなり。
編纂擔任者 謹託 井出徳夫

昭和十七年十一月五日

財團法人 南洋經濟研究所

佛國の東亞進出並に印度支那經略史年表

年 次

事 項 (月 日)

摘要

要

一六二四年	② 佛人宣教師初めて交趾支那來著	— 佛人宣教師アレクサンドル・ド・ロード (Alexandre de Rhodes) 交趾支那に來著し、其の後二十五年間交趾支那及東京に在住布教に從事する傍、印度支那の地圖を作製し、安南語、ラテン語、ポルトガル語對譯字典並に東京歴史を編纂す。
一六六一年	○ 初めて佛蘭西人タイ國へ渡來 (四・一)	— 佛人宣教師ド・ラ・モート・ランベール (de La Motte-Lambert) 外六名の宣教師首府ジュティア (Juthia) へ到著す。

- 一六六四年 ②佛國東印度商會設立 一 ルイ十四世の宰相コルベール (Colbert) 佛國東印度商會 (La Compagnie des Indes Orientales) を設立す。
- 一六七三年 ②佛國タイ國間國交開始 一 エリオボリス (Heliopolis) の司教羅馬法王及佛國王の親翰をタイ國王へ奉呈す。
- タイ國王は當時歐洲の霸權を掌握するルイ十四世と同盟することを切望す。
- 一六八〇年 ②佛國タイ國間使節交換 一 佛國よりタイ國へ陸路到著の加特力宣教師の示唆に依り、ルイ十四世とタイ國王フラ・ナライ (Phra Narai) との間に使節の交換行はる。
- 佛國はタイ國に於ける基督教の傳道と東印度商會の貿易とを許可せられ、磐谷及メリギ (Mergui) に駐兵權を獲得す。
- ②佛國商社初めてタイ國に開設せらる 一 一隻の佛國船タイ國に到著し、商社を開設し歸路はタイ國使節三名を同乗せしめて歸國す。
- ②第一回タイ國使節渡佛 一
- 一六八六年 ②第二回タイ國使節渡佛 一 タイ國使節はヴエルサイユ宮に於て佛國王に謁し佛國の保護を要請す。仍てルイ十四世はデファルチュ (Desfarges) 元帥の率ゐる一箇聯隊を印度支那へ派遣す。
- 一六八九年 ②在タイ國佛人の引揚 一 基督教改宗勸誘問題及朝廷革命に因り、タイ國を佛國保護領とする最初の企圖は失敗に歸し、タイ國在留の最後の佛蘭西人はボンディシエリに引揚ぐ。
- 一七一二年 ②東印度會社交趾支那調査 一 佛蘭西東印度會社は社員ルノール (Renault) を交趾支那崑崙島へ派遣して交趾支那を調査せしむ。
- 一七四八年 ②佛國及安南國間初めて國交を開始 一 里昂の商人ピエール・ボワーヴル (Pierre Poivre) は安南國首府順化へ赴き、國王武王 (Vo Vuong) に謁し交趾支那に於ける佛人の通商を許可せらる。安南國王は佛王ルイ十五世宛て兩國國交の敦厚を希望する旨の親書をボワーヴルに托す。
- 一七六七年 ②アドラン司教河僕到著 一 ピニヨー・ド・ペニエ (Pigneau de Behaine) は一七六年司祭に任せられ交趾支那の布教を命ぜられ河僕へ到著、在交趾支那ピゲル (Piguel) 監督よりホン・ダ (Hon Dat) に在る神學校附を命ぜらる。
- 一七六八年 ②佛國航海家ニュー 一 佛國航海家ブーガンヴィル (Bougainville) はラ・ブードウーズ
- 佛國の東亞進出並に印度支那經略史年表

カレドニア島の存在
を暗示す

ニュー・ヘブライツ
群島來著の最初の佛
蘭西人

一七七〇年
⑤アドラン司教印度へ
引揚

一七七三年
⑥西山黨の亂起る

一七七四年
⑦福順西貢へ逃避

一七七五年
⑧安南國內亂勃發

一七七六年
⑨アドラン司教再度河
僊到著（三・一）
即位

一七七七年
⑩アドラン司教阮福映
に會す（10・一）
⑪西山黨勝利

一七七八年
⑫阮福映西貢奪回（11・一）—

領有に關する英佛紛
爭始まる

一七七五年
⑨安南國內亂勃發

一安南國に内亂起り國王弑せられ、十六歳の王子阮映（Nguyen Anh）は佛人宣教師ピヨー・ド・ベヌース（Pigneau de Behaine）の爲に救はれ僅に死を免る。

一アドラン司教再度河
僊到著（三・一）

一七七一年死亡のビゲル監督の後任を命ぜられたるアドラン司
教は印度出發、澳門經由、再び河僊に到著、河僊鎮都督莫天賜
(Mac Thien Tu) 邸に住む。

一阮文岳「交趾支那王」たることを宣言し、更に福順捕縛令を發
して、文惠軍を進發せしむ。

一アドラン司教は河僊に於て亡命中の阮福映に會し、大に好意を
示し、福映の土砾嶼（Poulo Panjang）への逃走を援助す。

一阮文惠は大軍を率みて西貢に進撃して之を攻略し交趾支那の領
主及其の一族を斬殺したるが、阮福映（Nguyen Phuc Anh）の
みは虐殺を免れ佛國アドラン司教の爲に救はれタイ灣の土砾嶼
に遁竄す。

福映西貢を奪回したるを以て、アドラン司教は神學校を新朝

(Tan Thrieu) に移し、福映との連絡を保持す。

- 一七七七年 ①阮福映舉兵 (二・一) — 阮福映は叔父福順王の死後、幾何もなく忠臣杜清 (Do Thanh) の救助を得て西山黨より西貢を奪回す。

- 一七八二年 ②阮福映敗北 (三・一) — 阮福映は西山黨の爲に再び西貢より驅逐せらる。

- 一七八四年 ③阮福映タイ軍の援助を受く — 阮福映はタイ軍の援助を得て西貢の奪還を企てるも、タイ軍の潰走に因り、再び遁走せざるを得ざるに至る。

- ④阮福映アドラン司教と會見して、佛國の援助を要請 — 西山黨の爲に西貢を喪失したる阮福映は敵の追跡を避くべく、島より島へタイ灣内を彷徨し、アドラン司教も亦同一の運命に在りて、此の兩者は二月コンポン・ソム (Kompong Som) 湾内の島に於て、又年末土珠嶼に於て會見し、兩者熟議後、阮福映は教を佛蘭西に請ふことをアドラン司教に依頼す。

- ⑤佛蘭西の援助要請に關し安南國廟議決定 — 一、阮福映王の政権回復の爲には歐人の援助を必要とし、是が為、阮福映王は佛蘭西に自國の利益を一任す。

- 事項 (二・一) — 二、此の重要な交渉はアドラン司教に一任す。

- 三、阮福映王は必要な援助を佛蘭西に乞ふべく全權を司教に委任す。

四、佛蘭西王廷に對し阮福映王の意が公正なる證として王子を司教に託す。

- 一七八五年 ①アドラン司教安南遠征を印度總督に請ふて拒絶せらる (三・一) — ピニヨーは當時僅に六歳の王子景叡 (Canh) を伴ひ土珠嶼を出發して、印度ポンディシエリーに到着し、印度總督クータンソ・ダルグラ (Coutenceau d' Argriains) に對して安南遠征を懇請したるも拒絶せらる。

- 一七八六年 ②アドラン司教印度發佛國に向ふ (七・一) — ピニヨーはポンディシエリーに在りては事件の解決困難なるを察し、同地出發佛國に向ふ。

- 一七八七年 ③アドラン司教佛國著 (三・一) — アドラン司教ロリアン (Lorient) 到著ヴエルサイユに向ふ。

- ④アドラン司教ルイ十六世に謁す — アドラン司教同伴の王子景叡は佛國朝野の同情を惹きアドラン司教の行動は賞讃的となり、遂に國王ルイ十六世に謁見を許され、司教は國王に對して阮福映援助は飽くまで正義に基くこと、遠征は容易に成功すべきこと、是が成功の暁、亞細亞にて佛蘭西の占むる經濟上の利益に關して力説するところあり。然るに遠征に對する贊否は區々にして結局其の實現はダルグラス總督の後任たるコンウェイ (Conway) 伯の裁斷に一任するこ

- 一七八七年 ①佛國交趾支那攻守同盟條約締結(二・二八)
- 一七八八年 ②阮福映西貢奪回
(六・一)
- 一七八九年 ③安南國に佛蘭西式要塞を構築す
④アドラン司教ボンデイシエリー歸還
(五・一八)
- 一七八九年 ⑤アドラン司教義勇軍、
を率ゐ聖ジヤツク岬
著(七・二八)
- 一七九三年 ⑥佛人初めてニュー・
カレドニア島へ上陸
(四・一七)
- 一七九九年 ⑦アドラン司教歿す
一 印度支那に在ること二十數年佛國の爲に大貢獻を爲したるビニヨー歿す。
- 一八〇一年 ⑧阮福映順化に歸著
(六・一五)
- 一八〇二年 ⑨佛國の後援に依り安南帝國統一成る
- 一八二一年 ⑩佛國は安南に經濟的勢力を扶植すべく領事を派遣
- 一 佛國王ルイ十六世は交趾支那國王阮福映と攻守同盟を結び、
(イ)佛國は交趾支那に對し軍艦、兵員、軍資金、軍需品を供給する事と、(ロ)安南國は佛國に都郎(Tourane)灣及若干の島嶼を割譲すること、(ハ)亞細亞に於ける佛國領土が脅威を受くる場合には交趾支那は一四・〇〇〇人の兵を佛國へ貸與することを約す。
- 註曰、本條約は翌年勃發せる佛國革命の爲に實施せらるゝに至らざりき。
- 一 土硃嶼を脱出して交趾支那各地に轉戦したる阮福映は遂に西貢を叛軍より奪回す。
- 一 一七九九年に亘り佛國海軍士官オリヴィエ・ド・ピュイマネル(Olivier de Puymanel)はベニース司教の推薦に依り、安南國の爲にヴォーベン(Vauban)式の要塞を各地に構築す。
- 一 佛・安南攻守同盟締結後アドラン司教は王子景穂を伴ひ佛國出发、ボンデイシエリーに歸還したるが、安南遠征の決定権を本國政府より與へられたるコンウェー總督の遠征反対に會す。
- トとなる。

- 一八三七年 ② ニュー・カレドニア
島基督教傳道時代始まる
- 一八四〇年 ② ニュー・カレドニア
島にマリア會設立
- 一八四三年 ② 羅馬法王ニュー・カレドニアへ司教代理を置く
- 一八四七年 ② ニュー・カレドニア
住民の歐洲人襲撃 (八・一〇)
- 一八四八年 ② ニュー・カレドニア
島へ佛人宣教師團到著
- 一八四九年 ② ニュー・カレドニア
島へ英國軍艦來著
- 一八五〇年 ② ニュー・カレドニア
島へ佛人宣教師團到著
- 一 同島在住英商人パツドン (Paddon) と連絡して示威運動を試む。
- 一 佛國は同島占領前の最終の公の航海として、ダルクールを艦長遣して通商に關する交渉を開始せしむ。
- 一 支那在勤元佛國領事ド・モンティニー (de Montigny) を印度支那へ派遣して通商に關する交渉を開始せしむ。
- 一 元上海領事ド・モンティニーは通商上及政治上重要な特權を獲得し、殊に佛國軍艦のパク・ナム (Pak Nam) 鐏地までメナム河を遡る權利を承認せしむ。
- 一 佛國人宣教師シャブドレーヌ廣西省地方官憲の爲に虐殺せらる。
- 一 在廣東佛國領事は廣西地方官憲に對し其の不當を詰り且事件解決の具體案として當該支那官憲の免職其の他を要求す。
- ② シャブドレーヌ事件起る (二・一)
- ② シャブドレーヌ事件に關し佛國支那へ抗議提起 (七・一)
- ② アロー號事件起る (一〇・八)
- 一 廣東碇泊中の英國船アロー號に突然多數の支那兵乗込み、英國旗を引下し支那人船員十二名を拉致せむとす。英國領事はアロー號へ赴き、未だ引揚げざる支那兵に向ひ其の不法を詰り捕縛

せられたる船員の引渡を要求す。支那兵頭として應せず。英國領事は更に兩廣總督へ抗議せるも效なし。

一八五七年 ⑤英佛兩國兩廣總督へ
最後通牒 (二・一〇)
—— 英國はアロー號事件、佛國はシャブドレーヌ事件に關し協議の上、兩廣總督に對し事件の善後措置案を具して其の満足なる回答を十日以内に求むる趣旨の各別の最後通牒を送る。

一八五八年 ⑤英佛聯合軍、大沽砲臺占領 (三・一〇)
—— 廣東より北上せる英佛兩國軍艦は白河を通り大沽砲臺を占領す。

⑤支佛天津條約締結 (六・三三)
—— 條約の内容は、佛國の爲に海南島の瓊州、臺灣の臺南及淡水、山東省の登州、揚子江の南京並に滿洲の牛莊を開港場とすること。北京に公使館を設置し得ること。

⑤佛蘭西及西班牙聯合軍ツーラス港占領 (八・三一)
—— 佛國艦隊司令官リゴール・ド・ジュヌイイー (Rigault de Genouilly) の率ゐる佛、西聯合軍は、安南官憲の爲に西班牙人宣教師等殺害せられたるに因り其の復讐として都郎港を占領す。

⑤英佛兩國廣東市を占領す (三・一八)
—— 兩廣總督は英佛聯合兵力の前に毅然として從前の通り兩國の要求を拒絶したるに因り、英佛兩國軍艦は廣東市を砲撃して市街を占領す。

一八五九年 ⑤佛蘭西及西班牙聯合軍西貢占領 (三・一七)
—— 佛國艦隊司令官リゴール・ド・ジュヌイイー西貢を占領。

軍西貢占領 (三・一七)
—— 西貢占領の聯合軍は微力の爲、一一〇,〇〇〇の安南兵に包囲せらる。

⑤英佛兩國全權委員大沽砲臺より砲撃せらる (六・二〇)
—— 天津條約批准交換の目的を以て、英佛兩國全權委員は軍艦に搭乗して白河を遡る際大沽砲臺より射撃せられたる爲、英佛兩國と支那との間に又武力抗争始まる。

⑤英佛聯合軍、大沽砲臺占領 (八・一)
—— 英軍司令官グラント及佛軍司令官クーゼン・モントーバンの指揮する聯合軍は大沽砲臺を占領す。

⑤英佛聯合軍北京占領 (一〇・一三)
—— 支那皇帝は熱河へ蒙塵す。

一八六〇年

⑤支佛北京條約締結 (一〇・一四)
—— 支那は天津を開港場とし、一八五八年の天津條約を確認し、基督教徒をして其の教會及慈善事業用建設物を完全に所有せしむることとす。

一八六一年

⑤西貢の包囲解かる (三・一)

—— 佛國シャルネ (Charner) 提督艦隊は西貢に來著して安南軍を擊退し佛蘭西・西班牙聯合軍を救出す。

⑤佛軍ミ・ト占領 (四・一四)
—— 安南國の穀倉と稱せらるゝ交趾支那のミ・ト (My-Tho) 佛軍の占領するところとなる。

⑤タイ國使節奈翁三世
—— 巴里郊外フォンテヌブロー宮に於てタイ國使節奈翁三世皇帝

に謁す (六・二七)

皇后に謁す。

一八六一年

②ノロドム(Norodom)

一 タイ國の兵力を借り反亂を鎮定して即位す。其の結果東埔寨國とタイ國との關係極めて緊密となる。

東埔寨國王位に即く
③佛蘭西及西班牙と安

南國との間に平和修

交條約締結 (六・三)

一 安南國は佛蘭西及西班牙へ一千萬法の償金を支拂ひ且ビエノ・ホア (Bien-Hoa) ジア・ディン (Gia-Dinh) 及ミト (My-Tho) 三州並に崑崙島 (Poulo Condore) を佛國へ割譲す。湄公河航行自由、通商を認む。

④佛國艦隊司令官東埔

一 ボナール (Bonard) 提督は首府ウードン (Udong) に東埔寨國王ノロドムを訪問。

一 国王は提督を歓待しアンコールの廢墟へ案内す。

一八六三年

⑤タイ國及東埔寨國間

一 ノロドムは東埔寨國王にあらずしてタイ國王任命の東埔寨總督

條約締結

一 提督は國王の側近にタイ國官吏一名在るを見、東埔寨國はタイ國の政治的支配下に在るを看取す。

一

ノロドムは東埔寨國王にあらずしてタイ國王任命の東埔寨總督

に過ぎざること、タイ國は東埔寨國の治安維持に任ずること、

東埔寨國と外國との紛争に付てはタイ國は其の調停に當ること

を約す。

⑥安南國一八六二年の
條約批准を肯ぜず

一 フル (Bonard) 及ショーモン (Chaumont) 將軍の遠征軍各地に作戰して勝利を收む。

(二・一)

一 順化に於て一八六二年六月五日附條約の批准交換を行ふ。

(二・二)

一 ド・ラ・グランデイヤール (De la Grandière) 提督は湄公河を

塞國訪問 (七・一)

一 週り首府ウードン (Udong) へ赴き國王に謁す。

⑦佛國東埔寨國間保護

一 (イ) 東埔寨王國は佛國の保護を受くること。

(ロ) 佛國理事官を東埔寨國へ駐在せしむること。

(ハ) 佛國は東埔寨國內に外國領事の駐在を認むること。

(二) 佛國人の通商、所有、交通の自由を認むること。

(ホ) 佛國は其の艦船建造の爲王國の森林を伐採し得ること。

(ヘ) 佛國は東埔寨國內に貯炭所及軍需品貯藏所を設置し得ること。

(ト) 批准交換は六箇月内に行ふことを約す。

⑧安南國使節巴里到著

一 安南國嗣德 (Tu Duc) 王より佛國へ派遣の使節一行六十五名巴

佛國の東亞進出並に印度支那經略史年表

里へ到着、奈翁三世に謁す。

一八六三年 ⑤タイ國東埔寨國間反
拂密約成る（二三・一）

⑥東埔寨國王の戴冠式
を繞り佛國及タイ國
の確執起る（二三・一）

東埔寨國王ノロドムは戴冠式典舉行の希望を表明したるに付、
東埔寨國破泊の佛國軍艦々長ド・ラグレ（De Lagrée）少佐は同
式典に交趾支那知事ド・ラ・グランディエール提督の招待を勧
告す。タイ國王之を聞知し、豫て手許に保管中の東埔寨國王冠
をノロドム王に手交することを拒絶し、且戴冠式を盤谷に於て
舉行するやうノロドム王を説服す。

一八六四年

⑦佛國、東埔寨國王の
盤谷行阻止（一・一）

⑧佛軍東埔寨國王宮占
領（三・三）

戴冠式延期となる。

ド・ラグレ少佐は、ノロドム王が戴冠式の爲、盤谷へ向ふとき
は佛軍は首府ウードンを占領すべき旨をノロドム王へ警告す。
東埔寨國王はド・ラグレ少佐の警告にも拘らず、タイ國へ渡航
すべく同國王派遣の迎船の碇泊港カムボト（Kampot）へ向ふ。
仍てド・ラグレ少佐は直に陸戰隊を揚陸して王宮を占領し、佛
國國旗に對して大砲二十一發を發射せしむ。

⑨ノロドム王盤谷行を
中止し東埔寨へ歸國
す（三・五）

⑩東埔寨國王戴冠式舉
行（六・三）

ド・ラ・グランディエール提督は砲艦三隻海兵百名をウードン
へ派遣、ド・ラグレ少佐に協力せしむ。
玉宮占領の報に接し驚愕したるノロドム王は盤谷行を中止しウ
ードンへ引返へす。

タイ國は佛國と相争ふことの不利を覺り且英國の侵略を防止す
る爲には、寧ろ佛國と結ぶを好都合と信じ東埔寨王戴冠式事件
より手を引きたるに因り、ノロドム王の戴冠式はウードンに於
て佛國政府代表艦隊參謀長デムーラン（Desmoulins）中佐參列
の下に盛大に舉行せらる。

⑪オーバレー（Auba-
ret）海軍大佐交趾支
那に關し奈翁三世へ
進言（六・一）

奈翁三世は右に對し同意を與へ、順化へ同大佐を派遣して新取
極を締結せしむることす。

⑫佛國海相シヤスルー

交趾支那はド・ラ・グランディエール提督著任以來政治及財政

・ローベ (Chasseloup Laubat) 奈翁三世へ

交趾支那統治に關する報告書提出(二・四)

狀態改善せらる。

一八六二年締結條約を固守することを力説す。

一八六四年 ④印度支那探檢計畫初めて發表

一八六五年 ④佛國タイ國間豫備條約締結(四・四)

一 佛國海軍大尉フランシス・ガルニエは「一八六四年に於ける佛領交趾支那」と題する小冊子を發刊し、印度支那奥地大探檢計畫を發表し湄公河の水路に依る交趾支那及南方支那間貿易路開拓に努むべき旨力説す。

一八六六年 ④ラグレ探檢隊、西貢出發(六・五)

一 佛國海軍大臣ド・シャスルー・ローベ (de Chasseloup Laubat) 侯はガルニエ大尉の著書に感銘し直に探檢隊を組織せしむ。其の頃觸は海軍中佐ドウードール・ド・ラグレ (Daudart de Lagrée) を隊長にガルニエ大尉を補佐官とし外に文武官若干名を加ふ。一行の目的は湄公河の航行可能性を究め、其の水路誌を作製し、通過地方の歴史及土俗學を研究するにあり。

④ラグレ探檢隊バサック到著(九・一)

④ラグレ探檢隊ルアン

・プラバン到著(四・三八)

④交趾支那三州佛國の統治下に置かる(六・三五)

④佛國タイ國間條約締結(七・一五)

④ラグレ探檢隊、雲南省に入る(10・一K)

④佛國ロイヤルティ群島占領

一八六八年

佛國の東亞進出並に印度支那經略史年表

チユーエンに於て死

亡 (M・I)

一八六八年 ⑤ラグレ探検隊トン・チユーエン出發 (四・七)

⑥ラグレ探檢隊上海著 (K・I)

⑦ラグレ探檢隊西貢歸著 (六・九)

一 揚子江を下り雲南省より上海へ至る。

一 ラグレ死去の爲、フランシス・ガルニエ (Francis Garnier) 指揮官となり揚子江方面へ向ふ。

⑧ガルニエ大尉と佛國商人ジヤン・チュビュイ (Jean Dupuis)

一 探檢隊は柬埔寨のクラテイエ及上海間九、九六〇杆を踏破し、東部印度支那の奥地の全貌を暴露したり。探檢隊は東京より紅河に沿ふて雲南省大理に至る。

一 茲に於て雲南省と海との最捷路は東京より紅河に依るべきことを知る。同隊は更に揚子江を上海に下り西貢に歸著す。地理學的、科學的將又經濟方面に關し幾多貴重なる資料を齎し佛國の政策に寄與する所甚大なり。

一 ガルニエ大尉は漢口に於て佛國商人チュビュイと會見す。同人は元來永年支那に居住し南部支那諸省へ武器を佛國より供給しゐたる者なり。揚子江に依れば漢口より雲南へは二箇月を要

との會見

す、若し紅河を利用するならば一層時間の經濟とならむとのことに兩者意見一致す。

⑨チユビュイ雲南總督

ヘ武器供給方引受

(九・一)

一 チユビュイ雲南省當局へ武器賣込を引受く。武器輸送に關し、紅河利用を雲南省當局者へ勸説せしも奏功せず。

⑩チユビュイ紅河を下つて東京に入る

一 チユビュイは紅河を下つて蠻耗より東京の安沛 (Yen-Bay) に達し、紅河の航行に關し自信を得。

一八七〇年 ⑪チユビュイ及雲南總督間通商取極

一 當時雲南省に勃發せる回教徒の反亂鎮壓の爲、雲南總督は莫大の兵器をチユビュイに註文し、之に對する代金として錫六百噸をチユビュイに供給することを約す。而して右輸送は紅河に依ることゝす。

一八七一年 ⑫チユビュイ歸國して佛國政府の支持を要請す (一・一)

一 チユビュイは自己の商賣の國策に關係する所多き故を以て政府の後援を要請し、尙佛國の交趾支那に於ける立場を鞏固ならしむる爲のみにても東京に進出するの有利且容易なるを政府當局者へ説明し、尙ほ安南國現朝廷に對する不平分子も多く、更に海賊山窩の跳梁するありて東京人は國籍の如何を問はず來り救援する外國人あらば喜んで握手すべき旨を附言す。

一八七二年

(一) チュビュイより雲南
總督へ供給すべき兵

器積出

(二) 佛國海相チュビュイ
を半官的に支持す

(三)

(四) チュビュイ西貢を發
し東京に向ふ(10・5)(五) チュビュイ安南國代
官と會見し紅河航行

の許可を申請す

(六)

(七) チュビュイ河内著

(八)

(九) 安南國代官は約束の日限を過ぎるも安南王の紅河過航許可證を

(十) チュビュイはスネ(Senez)海軍中佐の指揮を受けて香港を經由して東京へ向ふ。砲艦二隻小蒸汽船一隻及支那戎克に一七五名の武裝者を分乗せしむ。

(十一) チュビュイはスネ中佐の口添へに依り安南國代官黎俊(Lé Tuan)と會見し、紅河過航許可を安南王より得べく稟請方を

日限を附して依頼す。

(十二) 佛國は普佛戰爭直後の爲、外國と事を構ふる餘力なく從つてチュビュイに對する援助も亦微溫的となるも止むを得ず。海相ボ

(十三) チュオ(Pothau)は交趾支那知事チュアレ(Dupre)提督へ宛て只紹介狀を認むるに止め中立を守るべきを命ず。

(十四) 小銃七千、山砲三十門(砲架及彈藥車附)各種軍需品約十五尾
を香港向け積出す。

一八七三年

(一) チュビュイ蠻耗著、

(二) 兵器を雲南省

當局者へ引渡す

(三) チュビュイ河内へ歸

著(四・三〇)

(四) の航行不能となり小舟を備入れ尙過航を續く。

(五) チュビュイは紅河航行終點蠻耗へ著。兵器を揚陸して更に昆明

(六) へ輸送して無事兵器を雲南總督へ引渡し約束の錫六百挺を入手

す。

(七) 一 義にチュビュイ紅河過航に際し、同人に好意を示したる又は便宜を供與したる東京人又は華僑は安南國官憲の爲に逮捕監禁せられたるが、チュビュイは河内歸著後之を知り其の釋放方を要求す。安南國官憲之に應ぜざる爲、實力を以て奪取せむとす。

(八) 一 安南國王の義父にして國王に次ぐ勢力を有する阮知方は特に順化より東京に來りチュビュイと戰ふ。

(九) 安南國の虐政下に在る東京人は却てチュビュイに味方す。

(十) チュビュイ事件起る

(十一)

(十二) チュビュイ交趾支那
知事へ援助要請

(六一)

一八七三年

⑤安南王交趾支那知事へ援助要請(八・三)

⑥交趾支那知事チュビ

ユイ事件調査の爲ガルニエを派遣(10・1)

⑦安南國王宛交趾支那

ガルニエ使節團河内知事公文

⑧ガルニエ使節團河内著(11・五)

⑨ガルニエ阮知方へ宛て最後通牒發送(11・九)

⑩ガルニエ使節團河内へ到着(11・九)

⑪ガルニエは十月二十日順化より到着の安南大官二名を一行に加

⑫ガルニエは十日順化より到着の安南大官二名を一行に加

⑬ガルニエは十日順化より到着の安南大官二名を一行に加

⑭ガルニエは十日順化より到着の安南大官二名を一行に加

⑮ガルニエは十日順化より到着の安南大官二名を一行に加

⑯河内城砲攻略

(11・10)

⑰紅河下流域、佛軍の手に歸す(11・10)

⑱佛國代表者西貢發東京へ向ふ(11・10)

⑲ガルニエ等戰死(11・11)

⑳佛・安兩國代表者海

フイラストル及阮文祥東京海陽(Hai Duong)著。フイラスト

一 朝六時を期し二隻の佛砲艦は距離一、二〇〇米より河内城砲を砲撃して之を奪取す、阮知方負傷して俘虜となる。

一 河内占領後紅河三角洲地帯の攻略始まり、南定の占領を最後として紅河下流域佛軍の有に歸す。

一 交趾支那知事チュブレはガルニエの成功を見て却て不安に感じ、對安南政策に關し更に穩健なる人物を選んで安南との交渉に當らしむべく地方事務監察官フイラストル(Philastre)海軍大尉をして安南國全權委員阮文祥(Nguyen Van Tuong)と共に東京へ出發せしむ。

一 フイラストル大尉は永年交趾支那に在勤し安南の言語と安南の法制に精通し、佛國人は東亞民族を統治することは不可能に近き故、安南國とは對等に交際すべしとの持論にして他の急進派とは相容れざるものあり。

一 ガルニエは休戦中突如來襲の安南兵と戰ひ之を潰走せしめたるも、更に敵軍を追撃中敵の伏兵の手中に陥り河内の近郊に於て斬首せられ其部將も亦戰死す。

陽著 (二・三九)

一八七三年 ⑤印度支那考古學研究

ルは海陽城砦より佛兵の撤退を命じ、寧平 (Ninh Bình) 及南定 (Nam Dinh) よりも撤兵の準備を命ず。

一八七四年 ⑤フイナストル河内著

ラグレ探検隊の一員ドーラボルト海軍大尉は將來巴里に印度支那藝術博物館建設の目的を以て古代東埔寨の遺跡探査に從事す。

(一・三)

⑤佛・安條約締結

(二・六)

⑤河内城砦を安南へ還

附 (二・六)

ガルニエ戰死の報を聞きて驚愕したるチユブレ知事はフイナストルをして佛國及安南國間に條約を締結せしむ。

⑤佛安條約批准

(三・三)

在河内佛國領事館守備兵四十名と其の隊長海軍大尉レーナール (Rheinart) のみを残し佛軍全部引揚ぐ。かくしてガルニエの華かなる業績は終焉を告げたり。

(イ) 佛國は東京に對する安南國の宗主權を認め、(ロ) 安南帝國內の治安維持と海岸に跳梁する海賊退治とに無償にて協力すること、(ハ) 安南王は其の外交政策を佛國の外交政策に順應せしむること、(ニ) 交趾支那に對する佛國の完全なる主權を承認すること、(ホ) 河内、海防及歸仁 (Qui-Nhon) の三港を開港し紅河の航行を許すこと、(ヘ) 右三港には百名を超える守備兵を得。

⑤佛・安條約の追加條約締結 (八・三)

⑤アルマン探検隊アンコール探検 (五・一)

⑤アルマン探検隊ブノムベン出發 (二・一)

⑤安南王佛安條約の不履行に關し支那の援助を求む (一・一)

⑤支那佛安條約に對し抗議提起 (一・一)

⑤アルマン探検隊ヴァトブー探検 (二・一)

⑤アルマン探検隊コート

ン島著(五・二)

- 一八七七年 ①安南國使節支那皇帝
へ慣例の貢物を納む
- ②安南國支那へ奉貢に付佛國抗議提起
- 一八七九年 ①柬埔寨考古學研究
- ②柬埔寨モイ族居住地方探檢
- 一八八〇年 ①一八八五年に亘りパヴィイ(Pavie)探検隊第一期旅行
- 一八八一年 ①佛國政府は河内領事館守備兵増加を許可す(三・一)
- 一八八二年 ①リヴィエール(Rivière)海軍大佐河内派遣(四・二)
- ②リヴィエール大佐河内知事へ最後通牒を送る(四・三)
- ③リヴィエール實力を以て河内城砦奪取(四・三)
- 一八八三年 ①リヴィエール宛交趾支那知事訓令を發す(四・三九)
- ②支那、佛國へ河内撤兵要求(五・六)
- ③河内撤兵要求に對する佛國の對支回答
- 一 河内著後リヴィエール大佐は黒旗兵及支那軍隊より脅威を受けたるを以て、急迫せる事態を緩和する爲、河内知事へ最後通牒を送り河内城砦の引渡を要求す。
- 一 佛國外相フレシネ(Freycinet)は駐佛支那公使に對し佛國は其の東京に於ける措置に付支那の容喙を断じて容認せざる旨回答
- 一 順化駐在佛國理事長官レーナールは支那へ奉貢に付安南國へ抗議したるところ、安南國は舊慣に悖ること能はざる旨レーナールへ回答す。
- 一 一八八一年に亘りエーモニエーは柬埔寨の太湖地方及湄公河畔のスツン・トレーン間を金石文字學上より研究す。
- 一 佛領殖民地印度支那電務廳官吏オーギュスト・パヴィイは南西は盤谷より太湖地方、東は湄公河のサムボール(Sambor)に至る地方を探檢す。
- 一 モイ族は北緯十一度乃至二十二度に廣がり印度支那の山嶺地方に居住し、タイ國人のカー族と稱するものと同種族なり。
- 一 安南國政府の數々の不誠實、佛國人の壓迫等を見て交趾支那知事ル・ミル・ド・ヴィレ(Le Myre de Vilers)は本國政府へ請訓の結果、佛國首相ガンベタよりは遂に河内領事館守備兵の増加を許可し来る。

(五・一)

す。

一八八二年

⑤駐支佛國公使支・佛

條約案本國政府へ内

報(二・二六)

駐支佛國公佛ブー(Boûré)より本國政府宛電報內容。

『近々傳書使をして直隸總督李鴻章と合作の上、總理衙門の承認を得たる條約案を携行せしむべし。其の内容は雲南省の開放、東京に對する佛國保護權の承認、但し支那國境に沿て劃定すべき一地域を除く、外部よりの一切の企圖を排除し現狀の相互保障をなす』

⑥柬埔寨太湖地方の考

古學旅行

一 ドラボルトは其の探検隊の旅行記出版後模型職人を引率し、アン・コール、コンポン・トム、カ・ケオ地方、バセット遺蹟を探検す。

一八八三年

⑦支佛條約、佛國議會

否決(三・五)

一 東京と支那との間に中立地帶を設定し又議會に於ける政府の説明に依れば安南に對する支那の宗主權を認むるが如き支佛條約は佛國の容認し難きところなりとの理由にて佛國議會に於て否決せらる。ブーレ公使は本國へ召還せらる。

⑧安南兵及黑旗兵河内

城砦攻撃(三・六)

一 山西及北寧兩地知事指揮の安南兵及劉永福の黒旗兵は河内城砦を攻擊す。大隊長ベルト・ド・ヴィレ(Berthe de Villes)之を北寧(Bac Ninh)方面へ擊退す。

⑨黒旗兵海防の佛國相

界砲撃(五・八)

⑩リヴィエール大佐等

戰死(五・九)

⑪佛國議會、東京遠征軍増援費可決(五・一〇)

⑫東京遠征軍增遣部隊

東京上陸(六・七)

一 佛國軍隊敗北の不名譽を雪辱する爲、政府提出の東京遠征軍増援費五、五〇〇千法議會に於て可決せらる。

⑬南定(Nam Dinh)附近の敵を掃蕩す

(四・一九)

一 交趾支那駐屯軍司令官ブーハ(Boûé)將軍は遠征軍の最高指揮官に任せられ、三、五〇〇名を率ゐて東京に上陸、河内及海防に防備を施す。

⑭南定(Nam Dinh)附近の敵を掃蕩す

一 バーダン(Badens)大佐の率ゐる一隊は自覺しき進出の結果南

一八八三年 ②ブーエ軍前進を起す
(八・五)

②クールベー艦隊順安

(Thuan An) 海面に到着 (八・八)

②佛國艦隊順安要塞と交戦 (八・九)

②佛蘭西・安南保護條約に關し支那抗議を提起 (八・一)

安南兵を擊破し、南定方面に於ては占領範囲を漸次擴大するこどを決定す。

一 ブーエ將軍の麾下は凡そ一、五〇〇名、之を三箇縱隊に分ち各縱隊は海兵隊三箇中隊、狙擊步兵一箇中隊、砲兵一箇中隊及工兵一箇小隊より成り河内を進發す。

②クールベー艦隊バイヤール (司令官クールベー提督坐乗、アルマン便乘) 及アタラント巡洋艦シャトー・ルノー、砲艦ランクス及ヴィペールより成り、成るべく陸地に近く投錨す。

一 艦隊は旗艦の戰艦バイヤール (司令官クールベー提督坐乗、アルマン便乘) 及アタラント巡洋艦シャトー・ルノー、砲艦ランクス及ヴィペールより成り、成るべく陸地に近く投錨す。

外に海兵隊六〇〇名を搭載、アナミト號西貢より來著す。一 クールベー艦隊の投錨するや安南國知事交渉員より佛國艦隊來航の理由を照會し来る。クールベー提督は二時間以内に要塞の明渡を要求し、もし之に應ぜざるときは砲擊を開始する旨を回答す。同日午後四時半に至るも安南政府より何等回答なき爲、佛國艦隊は砲火を開き要塞を攻撃す。安南兵頑強に抵抗す。

一 在巴里支那公使は佛國外相シャルメル・ラクール (Challamel-Lacour) へ宛て「支那皇帝は安南に對する支那の宗主權を認めざる一切の取極を排除する」旨の抗議を提起す。

②安南軍敗退休戦を申出づ (八・三〇)

一 佛軍は上陸を開始し前進攻撃に移り遂に午後順化川口を扼する要塞を奪取したるを以て、安南國攝政阮文祥は四八時間の休戦を申出づ。

②ブーエ軍各要地を占領 (八・三〇)

一 河内より三箇縱隊に分れて前進したるブーエ軍は海防方面に於ては海陽及廣安 (Quang Yen) を占領す。

②佛蘭西・安南保護條約締結 (八・三〇)

一 アルマンと安南國政府との間に締結せる條約の内容は、(イ) 安南は佛蘭西の保護國たることを承認す。即ち佛國は一切の外國 (支那を含む) と安南政府との間の關係を監督すること。(ロ) 安南國は佛國を介してのみ一切の外國と將來交渉することを得ること。(ハ) ツーラヌ及ラユアンダイ (Xuan-Day) の二港を開港場とすること。(ニ) 佛國は安南稅關を適當と思惟する如く管理し關稅收入より國王の歲費として一五〇〇千法を支出すること。(ホ) 在順化佛國理事長官は國王に直接謁見し得ること等。

②ブーエ軍海軍共同作戦 (Palinh) を占領 (八・三一)

一 ブーエ將軍とアルマンとは作戦に關し意見對立したる爲、ブー

願し乗船歸國の途に

上る（九・三）

エ將軍は解任を請願して歸國す。

- 一八八三年
 ⑤極東に於ける佛國文
 武兩頭政治の一元化
 （九・一）
 ⑥クールベー提督、河
 内に戒嚴令を布く
- ⑦安南國、新王即位
 （二・二）
 ⑧佛國遠征軍河内進發
 （三・一）
 ⑨安南國協和（Hiep Hoa）王は一八八三年八月二十五日の佛國安
 南國間の條約締結に同意し且佛國との提携を希望したる康を
 以て、主戰論者の手に依り毒殺せられ新王建福（Kien Huoc）即
 位す。
 ⑩クールベー提督は黒旗兵及支那兵が相提携して佛軍に抵抗を試
 みつゝある山西（Son Tay）及北寧を奪取する爲、二、六〇〇
 の部下を二箇縱隊に分ち河内を進發せしむ。
 左翼縱隊はブラン（Belin）陸軍中佐之を率ゐ陸路を山西へ向
 け、陸軍大佐ビショー（Bichot）の右翼縱隊は商船及戎克六十
 兵に備ふ。
- 一 ブーエ將軍の辭任に伴ひ佛國政府は對安南國策の必要上文武兩
 頭政治を廢止して之を一元化し、海軍少將クールベーをして政
 務を管掌せしむると同時に海陸軍最高指揮官の職を執らしむ。
 一 クールベー提督は陸戰隊及佛本國より到著の海兵一箇大隊を率
 むて十月二十七日河内に到著し戒嚴令を布き黒旗兵及支那正規
 兵に備ふ。
- 一 安南國協和（Hiep Hoa）王は一八八三年八月二十五日の佛國安
 南國間の條約締結に同意し且佛國との提携を希望したる康を
 以て、主戰論者の手に依り毒殺せられ新王建福（Kien Huoc）即
 位す。
- 一 東京遠征軍の行動の緩慢と陸軍の最高指揮權を海軍士官に委任
 しあることに對する佛本國の陸軍部内の不満とが偶然一致して
 遂に陸軍大臣を勤かしたる結果、クールベー提督は陸軍最高指
 挥官を免ぜられ海軍最高指揮官専任となる。
- ミロ（Millot）將軍陸軍最高指揮官に任せらる。
- 一 支那は東京に作戦する爲、雲南軍及廣西軍の二軍の編成を完了
 し、雲南軍司令官は麾下に一七、〇〇〇の兵を有し劉永福軍其
 の前衛部隊となり紅河に作戦することとなり、廣西軍は七、七
 ○〇名より一五、〇〇〇名に増加す。
- 一 佛國朝野が東京事件に没頭し他を顧る餘裕なきに乘じ、タイ國
 はメナム河流域を超えて老撋に侵入し、湄公河の左岸を併合し安
 南の諸地方を占領し、遂には順化を去る僅に數秆の地點に哨所
 を設くるに至る。
- 一 ミロ將軍は著任するや否や直に麾下を二隊に分ち、ネグリエ
 ⑩東京遠征軍最高指揮
 一 ミロ將軍は著任するや否や直に麾下を二隊に分ち、ネグリエ
- 一八八四年
 佛國の東亞進出並に印度支那經略史年表

官東京到著 (1•11)

(Négrier) 旅團は海陽に集結して敵の退路を遮断する爲、紅河に沿ふて作戦することとなり、ブリエール・ド・リル (Brière de l'Isle) 旅團は河内より北寧方面へ進出することとなる。

一八八四年
②佛軍北寧及太原 (Thai Nguyen) 占領 (2•19)
一 ネグリエ軍は北寧をブリエール・ド・リル軍は太原を夫々占領し、兩支隊は紅河と黒川との合流點興化に集結す。

③ネグリエ支隊興化 (Hung Hoa) 占領

(2•11)

④支佛豫備條約締結

(5•11)

一 佛國軍艦ヴォルタ艦長フールニエ (Fournier) 中佐と直隸總督李鴻章との間に天津に於て支佛豫備條約締結せられる。其の内容は、(イ) 佛國は東京に接する支那南部の國境を尊重し如何なる國の侵略に對しても將又如何なる場合に於ても之を保護するの義務を負ふこと。(ロ) 支那駐屯軍を東京より引揚ぐること、(ハ) 佛國及順化朝廷間に直接締結したる又は締結することあるべき條約を現在及將來に於て尊重すること。(ニ) 東京に接壤する南支那國境全線に亘り、一方に於て安南及佛國と他方に於て支那との間に通商の自由を認むることを約す、其の代り佛國は

戰費賠償要求權を拋棄す。(ホ) 佛國は同國が安南國と締結すべき條約案の起草に當り支那の威信を毀損するが如き何等の辭句をも使用せざることを諒解す。

⑤佛國政府は支佛豫備條約締結を議會に報告す (5•10)

⑥佛國、東京地方占領 方準備下令 (5•6)

⑦佛蘭西及安南第二回保護條約締結 (6•5)

一 ミロ將軍はフルニエ中佐の進言に従ひ支那に接壤する東京地方の占領を準備せしむ。
一 駐支佛國公使パトノートル (Patenôtre) と安南國攝政阮文祥との間に順化に於て第二回保護條約締結せらる。其の内容、(イ) 佛國は必要と思惟する地點を安南及東京に於て軍事占領する權能を有すること。

(ロ) 在順化佛國理事長官は安南の外交關係を監督し安南皇帝に對し私的謁見の權利を有すること、但し國內の行政に容喙せざること。
(ハ) 國境改訂に依り、第一回保護條約を以て東京及交趾支那へ歸屬せしめたる若干地方を安南へ還附すること。

一八八四年 ⑤佛蘭西・東埔寨保護 條約締結 (六・一七)

一 東埔寨國王は佛國政府が東埔寨國に保護制を布くに當り必要と思惟する一切の行政、司法、財政及通商上の改革を承認すると、東埔寨國王は本條約に規定する拘束を除き從前通り國を統治し其の國政を管掌すること、東埔寨國官吏は佛國當局者の監督の下に各縣の行政を從前通り行ふこと。

佛國政府の理事官及副理事官は治安維持に任じ地方官憲を監督し、各州廳所在地に駐在すること、王國行政費及保護費は東埔寨國の負擔とする、と、東埔寨國全土に亘り奴隸制度を廢止すること。

④北麗 (Bac Lé) 事件 起る (K・III)

⑤ド・ネグリエ軍、チュジエヌ縦隊を救援す (K・III)

⑥佛國北麗事件に關し 支那へ抗議す

一 チュジエヌ (Dugenne) 中佐の縱隊は、ミロ將軍の命に依り諒山七溪 (That Khé)、高平 (Cao Bang) を占領する目的を以て前進中、北麗の下流に於て支那兵の攻撃を受け北寧方面へ退却す。歩兵三箇中隊砲兵二箇中隊より成る救援隊はド・ネグリエ將軍自ら之を指揮し北麗へ急行しチュジエヌ縦隊を救出す。

一 北麗事件の報告に接するや佛國首相兼外相ジユール・フェリ (Jules Ferry) は在上海駐支公使バトノートルへ訓電して支那

(K・III)

⑦佛軍宣光 (Tuyeng Quang) 占領 (K・I)

⑧東亞海面の佛國艦隊と支那艦隊との勢力比較 (六月末)

一 クールベー提督が指揮を執り始めし頃の佛國軍艦は二十隻を下らず、即ち戰艦は旗艦バイヤール外三隻、巡洋艦四隻、艦隊偵察艦四隻、運送船二隻、砲艦四隻、水雷艇二隻なり。

之に對し支那は三箇艦隊に分屬する巡洋艦十一隻及砲艦約十五隻なり。

⑨佛國最後通牒を支那へ送る (K・II)

一 北京の支佛交渉に於て李鴻章は北麗事件は支那側の誤解に基く旨を述ぶるのみにて交渉進捗せざる爲、佛國は最後通牒を發して即時支那兵の東京撤退と賠償金二億五千萬法とを要求す。

⑩支那は佛國最後通牒の一部を拒否す (K・II)

一 總理衙門は東京撤兵を承認し官報を以て一箇月以内に在東京部隊の本國歸還命令を公布し、償金の支拂を拒否し北麗事件被害者救助金として三、五〇〇千法を支拂ふべき旨回答す。

⑪安南國王薨去

一 元文祥攝政は事前に佛國側に諮ることなく咸宜 (Ham Nghi) と稱する年齢十四歳の幼王を即位せしむ。

一八八四年

⑤佛國艦隊基隆砲擊

(八・五)

⑥安南新王の即位を保護條約違犯と目し佛國順化城砦を占領す

(八・二)

⑦安南新王戴冠式舉行

(八・一)

⑧順化派遺兵河内へ引揚ぐ(八・三)

⑨支・佛交渉決裂

(八・三)

⑩クールベー艦隊福州攻撃(八・三)

⑪クールベー艦隊、福

クールベー提督麾下のレスペー (Léspé) 少將の艦隊は基隆を砲撃す
在順化佛國理事長官レーナールは安南新王の即位は保護條約の侵犯なりとしてミロ將軍に對し派兵を要求し、同派兵一箇大隊を以て順化城砦を占領す。安南政府は佛國に屈服し新王即位問題を佛國の措置に一任す。

佛國は改めて成宣王即位を承認したるを以て派兵指揮官グリエ (Guerrier) 陸軍大佐レーナール理事長官參列の下に戴冠式を舉行す。

新王即位問題解決に因り派遺兵河内へ歸還。

賠償金に關し支・佛間に尙幾多交渉ありしも遂に不調に歸し、佛國は斷乎たる手段を執ることを決意し、在北京佛國代理公使は旅券を交付され北京出發、上海へ向ふ。

七月十七日以來閩江に碇泊待機中のクールベー艦隊は幾多の困難を冒し二〇軒奥地の福州在泊支那軍艦九隻を擊沈す。

此の日及前日の戰闘に於ける佛軍の損害は戦死一〇名、負傷四

州海軍工廠破壊(八・四)

八名内士官六名 支那側の損害は死傷二、〇〇〇名を下らす。

⑫クールベー艦隊の偉勳に對する佛國朝野の態度(八月末)

巴里の街頭到る處にクールベーの肖像を掲げ、一般人の話題は

クールベーに限られ普佛戰爭以來の敗戦を忘れて戰に對し自信を回復し、政府はクールベーに日本の金鷲勳章に相當するメダイユ・ミリテール (médaille militaire) を授く。

佛國議會は東亞遠征を白眼視し、首相フェリ (Ferry) をして議會に於て佛國の目的とするところは征服に非ずして只東京を保有するに過ぎずと聲明せしめ、政府も亦勃海灣方面に於ける海上作戰を禁止するに至る。

ミロ將軍は健康衰へたるを理由として辭任し、ブリエール・ド

・リル (Brière de l'Isle) 後任となる。

⑬東京遠征軍新任指揮官に與へたる佛國政府の訓令(九・一)

軍事行動は須らく紅河デルタ地帶に於ける現佛領の保全と靜謐とを保つに止むべし。右行動外の行動を必要とする事件發生の場合には直に電報を以て政府に請訓すべし。

ド・モーション (de Maussion) 中佐の縱隊は砲艦と共に作戦しテ支那兵又は黒旗兵を掃蕩す。

⑭東京遠征軍、紅河デルタ地帶より敵兵掃蕩(九・一)

- 一八八四年
- ⑤ルクナム(Luc Nam) — ドニエ(Donnier)大佐は數回の戰闘に於て敵軍を擊退し、チュ流域の戰闘(10・II—11)
 - ⑥佛軍基隆占領 (10・II) — 佛國艦隊の砲撃に掩護せられし一箇大隊の佛兵は數時間の交戦後基隆要塞を占領。
 - ⑦佛國艦隊、淡水砲撃 (10・II) — レスベー提督の艦隊は陸上要塞と砲火を交ふ。
 - ⑧ケブ(Kep)の戰 (10・K) — ネグリエ軍は支那軍と激戦を交ふ。支那軍は約千名の死體を遺棄して潰走す。
 - ⑨佛軍陸戰隊、淡水に上陸支那兵と交戦 (10・K) — レスベー艦隊の陸戰隊は支那兵と激戦せしも堡壘奪取不成功に終る。
 - ⑩雲南軍宣光の佛軍を攻撃す (10・III)
 - ⑪黑旗兵明江(Rivière claire)の佛軍前進 部隊を攻撃す (10・IV—11)
 - ⑫支佛黃浦條約締結 (10・IV) — 本條約の内容は

(イ)廣東、廈門、福州、寧波及上海に於て佛國人に屬する一切
- の財産は支那人に依り不可侵と看做され且常に尊重せらるべきものとす。支那官憲は如何なる場合に於ても佛國船舶を抑留し又公私如何を問はず徵發することを得ざるものとす。
- (ロ)本條約に規定せられたるものを除く外一切の義務は之を佛國領事及佛國民に課することを得ず。
- (ハ)領事又は領事代理なきときは佛國人たる船長及商人は友邦の領事の仲介に依るか又は其の不可能なるときは直接税關長に申告するの權能を有す。
- 税關長は該船長又は商人に對し本條約の一切の利益を保障する方法を講ずることに留意すべし。
- ⑯宣光劉永福に包圍さる (11・II)
- ⑰ヌイ・ボブ(Nui Bop)の戰闘 (11・II)
- 一八八五年
- ⑮東埔寨國內に騷擾勃發 (11・I)
- 佛國の東亞進出並に印度支那經略史年表

王弟シ・ワタ (Si Wata) の煽動により反亂起る。

- 一八八五年 ⑥反亂軍、佛軍の爲に
擊退せらる
(二・八一・九)

⑥阿弗利加より佛軍増援隊、淡水署

⑥ブリエール・ド・リル軍前進 (三・三)

⑥佛軍ドン・ソン (Dong Son) 占領

⑥佛軍諒山占領 (二・一三)

⑥クールベー艦隊石浦に戰ふ (二・二五)

⑥英國政府石炭を戰時禁制品と宣言す
(二・一)

一 クールベー提督の稟請せる増援隊は阿弗利加よりチュシェース (Duchesne) 大佐指揮の下に一月末到著す。
一 廣西軍の支那國境方面への退路を遮断する爲、兵七、〇〇〇、苦力七、〇〇〇より成る遠征軍チユ及ケブを進發す。

一 クールベー艦隊は舟山列島南方石浦に碇泊中の清國軍艦を襲撃、一隻擊沈、一隻自沈す。
一、一八七〇年八月九日の Foreign Enlistment Act を適用して英國政府は石炭を戰時禁制品と宣言したる爲、佛國軍艦は亞細亞の英領諸港に於て載炭不能となり佛國は苦境に陥る。

- ⑥佛國政府は米を戰時禁制品と宣言す
(二・二〇)

⑥ネグリエ軍支那國境へ到著 (二・三)

⑥佛國支那に對し平時封鎖を開始 (二・二六)
⑥宣光へ救援軍來著の内報あり (二・二)

⑥クールベー艦隊、寧波に支那軍艦を追撃す (二・二)

⑥宣光の包圍解かる
(二・二)

⑥佛軍淡水攻撃 (二・四) 一 增援されたる佛軍は又々淡水に上陸、支那兵と戰ひたるも成功せず。

佛軍の諒山占領及鎮南關擊破後、支那兵は本國領土内に退却し

◎同登 (Dong Dang) 一 バン・ボー (Bang-Bo) に設堡陣地を構築す。
の佛軍前進哨退却

(三・二一)

佛軍は鎮南關の南一〇杆及諒山より一五杆の同登に前進哨を置きしが、支那兵の夜襲を受けて退却す。

◎佛軍バン・ボーを占領す (三・三一・二四) 一 バン・ボー (Bang-Bo) を攻撃して之を奪取す。

◎クールベー艦隊澎湖諸島に到着 一 クールベー艦隊は馬港を作戦基地とすべく計畫す。

諸島占領 (三・三一・三一)

◎佛軍諒山へ退却 (三・二八) 一 佛軍は軍需品及糧食の缺乏に因り、加之三〇〇名の損傷を出したる爲、同登へ次でキ・ルア (Ki Lua) へ、最後に諒山へ退却し此地に集結す。

◎クールベー艦隊澎湖諸島に到着 一 駐支佛國公使バトノートル澎湖諸島を占領すべき旨をクールベーに勸告す、クールベーは公使の勸告なくとも占領する希望なりしが餘力なき爲、今日迄放任し置きたるが、近々本國より艦隊増勢せらるることとなり澎湖諸島占領に着手することとなる。

◎佛軍諒山敗退

一 ネグリエ將軍、胸部に敵弾を受けエルベンジエ (Herbinger)

(三・二八)

中佐代つて全軍を指揮す。軍需品の缺乏に因り、陣地の確保不可能を理由として全軍に退却を令す。

◎佛軍諒山敗退の報に佛國混亂す (三・三〇) 一 在河内、ブリエール・ド・リル將軍發、諒山退却の報、巴里に達するや、朝野の狼狽其の極に達し株式市場も之を反映して三分利國債は三法五十仙方の下落を示す。此の如きは普佛戰爭當時に於てすら見ざり現象なり。

◎フェリ (Ferry) 内閣總辭職 (三・三〇) 一 フ國議會には豫てより東京遠征に反対する者多かりし所、今諒山敗戦の報に接し政府提出の東京遠征軍費一億五千萬法支出案の採決に入るに先ち、内閣不信任案を一四九票對三〇六票の多数を以て通過しフェリ内閣瓦解す。

◎佛軍ケブ及チュヘ歸還 (四・一) 一 エルバンデエ中佐の第二旅團、ボルニ・デボルド大佐 (Borgnis Desbordes)、ジョヴァニネリ (Giovaninelli) 及ブリエール・ド・リル兩將軍ケブ及チュヘ歸還す。

◎支佛巴里議定書調印

さる (四・四)

(イ) 支那は一八八四年五月十一日の天津條約の批准に同意し、且佛國は此の條約の實施以外何等の異圖なきことを宣言し、(ロ) 支佛兩國は必要なる命令の發受後速に敵對行爲を止め佛國

は臺灣封鎖の即時撤廢に同意し、

(ヘ) 佛國は條約の細目協定の爲、使臣を北京又は天津に派し其の時兩國は撤兵の時期を定むること。

一八八五年 ⑤ 東埔寨反亂軍ブノム
・ベン攻撃、佛軍反撃 (五・三)

⑥ 支那・天津條約締結
(六・九)

⑦ 李鴻章及バトノートル公使間に締結せられたる條約の内容。

(イ) 支那は安南及東京は佛國の保護國たることを承認す。

(ロ) 支佛兩國國境の劃定、東京及支那南部諸省間に交通路開設

並に通商の自由を認め、

(ハ) 支那國內に佛國領事館を設置すること、

(ニ) 臺灣及澎湖島の還附、

(ホ) 佛國は戰費賠償要求權を拠棄することを約す。

(ヘ) 佛國軍隊は支那及東京間の國境に於て一切の襲撃に對する防衛に任すべし。

⑧ 在印度支那佛軍最高指揮官安南國新皇帝
ド・クールシ (De Courcy) 將軍は安南國新王咸宜へ信任狀捧呈

ヘ 信任狀捧呈 (四・四)

⑨ 順化陰謀事件起る

(四・四)

安南兵は佛國租借地及公使官邸を包囲し其の周圍に放火し炎々たる火炎は天を焦す。

ベルノ (Pernot) 陸軍大佐は直に出動ド・クールシ將軍及パラヌ・ド・シャン (Palane De Champeau) 理事官を救出す。

⑩ 順化陰謀鎮壓 (四・五)

⑪ 湄公河水路研究開始
(八・一)

交趾支那知事の命に依り海軍大尉ド・フェズイニー (De Fésigny) 砲艦に搭乗して出發。

⑫ 安南國王同慶 (Dong Kanh) 卽位 (九・一九)

順化陰謀事件の結果幼王は逃亡したるに因り、ド・クールシ將軍は前王嗣徳の養子を王位に即かしめ新王を同慶と稱す。

一八八六年 ⑬ 印度支那總督府官制
改正に因り文官總督制を布く (一・一)

⑭ 印度支那聯邦 (Union Indochinoise) 成る (一・二七)

一八八六年

⑤パヴィイ領事官となる

⑥パヴィイ探検隊第二期

旅行

一 潘公河上流と東京との間を探検し、潘公河と黒河（Rivière Noire）及支那海沿岸地方とを連絡する交通路を發見す。探検はこの年より一八八九年に及ぶ。

同探検隊はルアン・プラバン國王を保護したる爲同國政府首腦部の信賴を受け又國境に駐屯する黒旗兵を降伏せしめ政治上種種功績を擧ぐ。

一八八七年

⑦パヴィイ任地著（三・一）

⑧支佛通商條約締結

（六・三六）

支那は佛國の南支貿易に便宜を供與する爲關稅を引下げること、佛國が領事館を、支那人が稅關を夫々設置したき都市を開放すること並に東京及支那國境を劃定すること。

一八八八年

⑨佛國廣西省に鐵道敷設權取得（五・一）

⑩パヴィイ探檢隊

一 佛國は南寧及北海間鐵道敷設權を得。

一 老撋潘公河流域地方探檢。

一八八九年

⑪安南國成泰（Thanh Thai）王即位（一・一）

⑫タイ國の侵略に關し

東埔寨國佛國に哀訴す

⑬パヴィイ探檢隊第三期

旅行

⑭佛國はタイ國に於て

權利行使に付必要手

段を執る旨宣言

（三・四）

⑮佛國下院議員盤谷に

於て佛タイ紛爭解決

に當る

⑯佛國東洋艦隊盤谷回

航を命ぜらる

（七・上旬）

一八九三年 ⑤佛・タイ事件起る
(古・三)

⑥佛國最後通牒をタイ

國へ送る(古・一九)

船に嚮導せられメナム河を通りバク・ナム要塞と砲火を交へた

る後、盤谷王宮前に投錨す。
佛國砲艦アンコンスタン及コメートの二隻は、佛國郵船會社汽
船に嚮導せられメナム河を通りバク・ナム要塞と砲火を交へた
在盤谷佛國公使はタイ國政府へ最後通牒を送り、今回の事件の
損害賠償三百萬法を要求し湄公河東岸に於ける安南及柬埔寨兩
國の權利承認を求む。

⑦タイ國佛國の要求に屈服す(七・三)

⑧佛・タイ兩國間條約締結(一〇・三)

泰國は湄公河左岸に於ける佛國の權益を承認し、佛・タイ事
件の損害賠償金三百萬法を支拂ひ、本條約の完全なる履行を見
るまで佛國軍隊はチヤンタブーンを占領し、タイ國は柬埔寨國
境より湄公河右岸を距る半徑二五杆以内の地及バツタムバン並
にシエム・レアブに武装を施さることを約す。

⑨英佛委員會合(一〇・一)

⑩ムオン・シン

泰國は自國領と看做しむたる湄公河上流左岸のムオン・シンの

(Muong Sing) 事
件發生(一〇・一)

⑪英佛兩國政府上湄公

河地方に中立地帶設
立申合

⑫バヴィ探檢隊第四期
旅行出發(三・四)

⑬日本支那に宣戰
(八・一)

一八九五年

⑭日支・下ノ關媾和條
約締結(四・一七)

⑮下ノ關條約に對し獨
佛露三國干涉起る
(四・三三)

⑯支佛北京條約締結
(六・三〇)

紛爭中の地方に對する安南の權利を定め、ナム・フー川の全流
域を佛國の保護下に置き、ナム・ラ川と湄公河との合流點迄國
境を劃定し、雲南省河口及思茅を通商の爲に開き、水陸兩路に

- 依る支那行きの貨物運輸を許し、雲南省南部諸縣と紅河經由東海岸諸港間の通過税を輕減し、雲南、廣西及廣東の三省に於ける鐵道、電信の建設、鑛山採掘に付支那は佛人技師及工業家を招聘することを規定す。
- ◎佛國實業觀察團支那へ向ふ（二・三〇）
里昂商業會議所主催の經濟使節團は、佛領印度支那の接壤支那諸省資源を調査し佛國實業家に新事業着手の機會を與ふる目的とす。
- ◎佛國印度支那鐵道の延長に付支那へ交渉
諒山より廣西省龍州迄印度支那鐵道延長方を支那政府へ交渉す。
- （九・一）
◎パザイ探檢隊第五期旅行
湄公河支流ナム・フー河の源流及ムオン・ラン間に含まる地方を探檢す。
- 一八九六年
（一・一五）
◎英佛宣言發表
英國ソールズベリー卿と佛國ド・クールセル男爵との間に交換せられたる宣言に依り、湄公河を以てタイ國國境より支那國境に至るまでの英佛領土の境界に指定す。尙雲南及四川兩省に於て、佛國又は英國の兩國の一方へ譲渡せられたる又は將來譲渡せらるることあるべき一切の商業上若は其の他の利權は他方之を享有すべし。英佛兩國政府は是が爲支那に對し其の積極的措置と斡旋とを用ふることを約す旨規定しあり。
- ◎タイ國に於ける勢力範圍に關する第一回
英佛條約締結（一・一五）
一 タイ國に於ける英佛兩國の勢力範圍は本條約に依つて定まり、ムオン・シンより英國は撤兵し、上湄公河の谿流はナム・フー川口を起點として緬甸及安南國間の國境を形成し、南方に於て緬甸及佛領印度支那間の境界を成すものはタイ國それ自身となる。佛國及英國はメナム河流域のタイ領土を不可侵地帶とし、此の地帶の西即ちサルーキン河流域竝にマライ半島のタイ領土は英國の勢力範圍に、湄公河流域のタイ領土は佛國の勢力範圍とすることに定む。
- ◎佛國經濟使節團支那訪問
一 八九七年
（一）海南島に關する佛國の希望を支那へ表明
（二・二）
（二）海南島に關する對佛回答（三・二）
一 佛國各地の商業會議所派遣の經濟使節團は東京に接する支那諸省並に廣西省、貴州省及四川省を踏破す。
一 在北京佛國公使は總理衙門へ宛て海南島が確定的又は一時的に支那より如何なる他國へも割譲せられざるやう希望する旨公文を送る。
一 支那政府の佛國へ宛てたる回答公文に於て、海南島は支那の領土に屬し支那は該地域に對し正當に其の主權を行ふものなりと

- 一八九七年 ⑤支佛北京條約締結
（六・二）
- 奥地まで延長し、且印度支那總督府の研究調査に係る鐵道豫定線に表はれたる雲南省進入鐵道線路を雲南府まで延長する権利を得ます。
- ⑥佛國印度支那鐵道延長權獲得（六・一）
- ⑦タイ國王佛國訪問
（九・一）
- 一八九八年 ⑧東京雲南鐵道敷設に關する支佛取極（四・九）
- 一 支那政府は佛國政府又は其の指定すべき佛國鐵道會社に對し、東京の國境より雲南府に至る鐵道敷設の權利を許與す。
- ⑨東京邊境不割讓取極
（四・一）
- 一 支那は佛國に對し東京邊境の諸省は東京と至大の關係を有する重要地點なるを以て、是等諸省を他國に讓與し又は貸與せざる旨を約す。
- ⑩廣州灣租借取極
（一）
- 一 支那は雷州半島の東側に在る廣州灣を九十九年間佛國の租借地
- （四・一〇） とすることを認む。
- ⑪佛國廣州灣進駐
（四・一一）
- 一 海軍少將ジゴール・ド・ラ・ベドリエールに依つて三色旗廣州灣頭に掲揚せらる。
- 一八九九年 ⑫タイ使節西貢訪問
- 一 ヴーメ (Doumer) 總督盤谷訪問。
- ⑬大統領令を以て老撾を聯邦内に編入
（四・一五）
- 一 佛國クールジョル提督と廣東總督との間に取極成立し、佛國は廣州灣より安鋪までの鐵道敷設權を獲得す。
- 一九〇〇年 ⑭廣州灣租借地最終取極締結（二・四）
- 一 蒙自、雲南在勤の佛國領事東京へ引揚ぐ。
- （六・一）
- ⑮義和團事件勃發
（九・一）
- 一 支那は關係諸國へ償金四億五千萬兩を支拂ふことを約す。
- （九・七）

⑤ 東京雲南鐵道工事經營のシンジケート成る

巴里の主要銀行家を網羅する有力なるシンジケート組織せられ、老開雲南間の工事及海防雲南間全線の經營を此のシンジケートに委任す。

一九〇四年 ⑥ 佛・タイ條約締結 (三・三)

東埔寨は太湖及湄公河間に於てスツン・ツレン (Stung Treng) 州及バサック (Bassac) 州を恢復す。

佛國はヤンタムブーン及バクナムより撤兵す。

佛國は太湖東岸シエム・レアブ州及バツタムバン州を東埔寨の名に於て要求することを拠棄す。タイ國政府はルアン・プラバーン地方に對する宗主權を拠棄す。佛國は湄公河右岸の中立地帯を拠棄す。佛國は本條約に依り湄公河流域に於て各種の政治的及經濟的利益を收む。

⑦ シソワト東埔寨國王位に即く

⑧ タイ國に於ける勢力範圍に關する第二回英佛條約締結 (四・八)

東埔寨國は新王即位前後より全く靜謐となり繁榮に赴きつゝあり。

メナム河流域の西部に在る地方を英國の勢力範圍とし、東部に在る地方を佛國の範圍と定む。

一九〇六年 ⑨ ニュー・ヘブライズ

英佛共同統治議定書調印せらる。

英佛共同統治に決定
一九〇七年 ⑩ 佛・タイ條約締結 (三・三)

バツタムバン、シエム・レアブ及シソフオンの三州東埔寨領となる。

佛國は住民がタイ族に屬するダンサイ及クラット地方並にレムリン岬の南方の諸島をタイ國へ還附す。

(了)

露光量違いの為重複撮影

433
20

昭和十八年二月一日印刷	額價六〇錢
昭和十八年二月五日發行	郵稅四錢
發行人	代表者 小 西 千 比 古
印刷者	鮎澤 一郎
印刷所	長野縣岡谷市橋原 合名會社 鮎澤印刷所
發行所	東京市赤坂區表町四丁目一番地 財團法人 南洋經濟研究所出版部 振替口座 東京一四五八二二番

(18-2中集 113)

参考文献

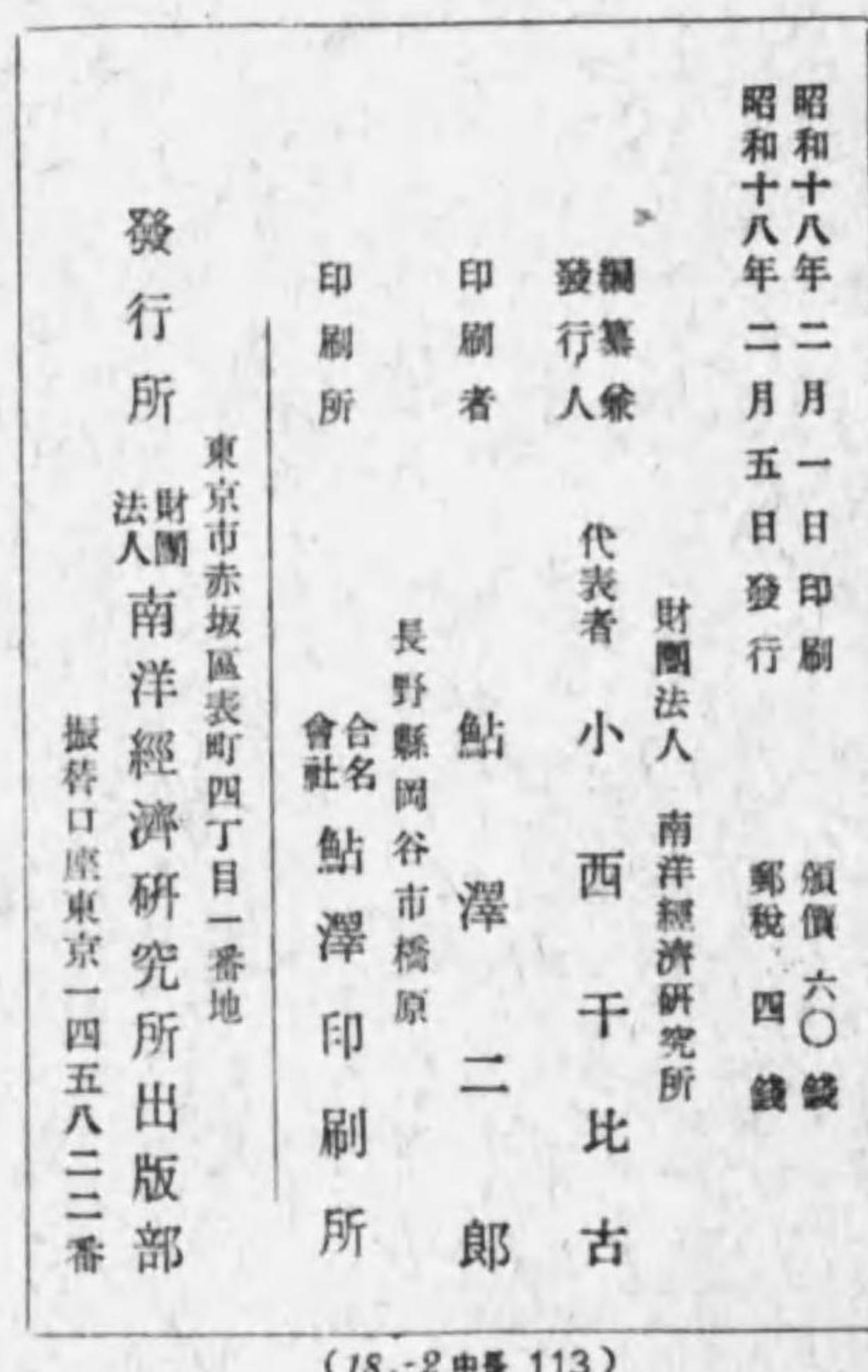
- 一、齊藤良衛著 近世東洋外交史序説
- 二、滿鐵東亞經濟調査局編 改訂佛領印度支那篇
- 三、岩生成一著 南洋日本人町の研究
- 四、岩村成九著 安南通史
- 五、東亞研究所譯 安南史講義
- 六、印度支那研究會刊 大南統志
- 七、Duong Quang Ham. — Leçon d'Histoire d'Annam (前記五の原書)
- 八、I. D. E. O. — Histoire Militaire de l'Indochine Française; Tomes I et II
- 九、A. Thomazi — La Conquête de l'Indochine
- 十、A. de Poumourville. — Histoire Populaire des Colonies françaises
- 十一、S. Ferdinand. — Les Possessions Françaises du Pacifique
- 十二、Madrolle. — Indochine du Nord, Indochine du Sud

露光量違いの為重複撮影

433
20

参考文献

- 1、齊藤良衛著 近世東洋外交史序説
- 2、滿鐵東亞經濟調査局編 改訂佛領印度支那篇
- 3、岩生成一著 南洋日本人町の研究
- 4、岩村成允著 安南通史
- 5、東亞研究所譯 安南史講義
- 6、印度支那研究會刊 大南統志
- 7、Duong Quang Ham. — Leçon d'Histoire d'Annam (前記五の原書)
- 8、I. D. E. O. — Histoire Militaire de l'Indochine Française; Tomes I et II
- 9、A. Thomazi — La Conquête de l'Indochine
- 10、A. de Pouvourville. — Histoire Populaire des Colonies françaises
- 11、S. Ferdinand. — Les Possessions Françaises du Pacifique
- 12、Madrolle. — Indochine du Nord, Indochine du Sud



東京市赤坂區表町四丁目一番地
財團法人 南洋經濟研究所出版部

振替口座東京一四五八一一番

終

